

平成十九年九月十八日受領
答 弁 第 二 号

内閣衆質一六八第二号

平成十九年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員松木謙公君提出障害児に対する教育支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松木謙公君提出障害児に対する教育支援等に関する質問に対する答弁書

一について

特別支援学校の管理については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五条の規定により、当該学校の設置者である地方公共団体等において行うこととされており、御指摘の北海道紋別養護学校きたみ学園分校についても、個別の地域の実情等を踏まえ、同校の設置者である北海道において、児童生徒の教育環境が適切に整備されるよう努めるべきものと承知している。なお、政府としては、公立特別支援学校のスクールバスについて、所要の財政上の措置を講じているところである。